

静岡県委託業務検査要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事に係る委託業務の検査を執行するために必要な事項を定め、もって検査の円滑な遂行に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 委託業務 委託契約した調査、測量及び設計等の業務をいう。
- (3) 発注機関の長 課長及び出先機関の長をいう。
- (4) 課長 静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号。以下「組織規則」という。）第60条に規定する本庁の課長をいう。
- (5) 出先機関の長 組織規則第69条に規定する出先機関の長をいう。
- (6) 検査員 発注機関の長が委託業務の検査を命じた職員をいう。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

完了検査 委託業務の完了を確認する検査

引渡し部分検査 委託業務の一部が完了し引渡しを受ける既済部分の完了を確認する検査

出来形検査 委託業務の完了前に契約解除による引渡しを受けるときに出来形を確認する検査

(兼務の禁止)

第4条 検査員は、同一の委託業務において監督員を兼ねることはできない。ただし、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な場合においては、この限りではない。

(検査の命令)

第5条 発注機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該書類の余白に検査を担当する職員を記載し検査の命令を行うものとする。

- (1) 業務完了届出書（様式第1号）を受理したとき。
- (2) 引渡し部分完了届出書（様式第2号）を受理したとき。
- (3) 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき。

(検査の時期)

第6条 検査の時期は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 業務完了届出書を受理した日から10日以内
- (2) 引渡し部分検査 引渡し部分完了届出書を受理した日から10日以内
- (3) 出来形検査 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けた日から10日以内

(検査の立会)

第7条 検査は、監督員のほかに、次の各号に掲げる区分に応じた者の立会のもとに行うものとする。

- (1) 調査及び測量 受注者又は業務代理人及び主任技術者等
- (2) 設計 受注者又は管理技術者

(検査の実施)

第8条 検査員は、契約書、設計図書及びその他の関係図書に基づき検査をしなければならない。

2 検査員は、検査（出来形検査を除く。）の結果その給付が契約内容に適合すると認めるときは合格の、適合しないと認めるときは不合格の判定をしなければならない。

(検査の中止)

第9条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止することができるものとする。

(1) 受注者等が検査の妨害をした場合

(2) 設計図書との著しい相違や重大な欠陥を発見した場合

(検査の復命)

第10条 検査員は、検査を完了したときは、検査復命書（様式第3号）を作成し、検査を命令した者に提出するものとする。

(修補指示)

第11条 発注機関の長は、検査の結果不合格の検査復命書を受けたときは、修補指示書（様式第4号）により受注者に修補を指示するものとする。

(再検査)

第12条 検査員は、修補完了を確認するための検査を行わなければならない。

2 第5条から第11条の規定は、前項の検査に準用するものとする。この場合「業務完了届出書」及び「引渡し部分完了届出書」とあるのは「修補完了届出書（様式第5号）」とする。

(業務成績の評定)

第13条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める成績評定要領に基づき成績評定をするものとする。

(検査結果の通知)

第14条 発注機関の長は、検査復命書を受けたときは、検査の結果を検査結果通知書（様式第6号）により受注者に通知するものとする。

(検査結果の通知時期)

第15条 検査結果の通知時期は、次のとおりとする。

完了検査・引渡し部分検査 業務完了届出書、引渡し部分完了届出書又は修補完了届出書を受理した日から10日以内

出来形検査 契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けた日から10日以内

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県業務委託検査要領の廃止)

2 静岡県業務委託検査要領は、廃止する。

(施行期日)

3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(施行期日)

4 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

(施行期日)

5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。